

医政発0729第10号
平成22年7月29日

各都道府県知事 }
各地方厚生局長 } 殿

厚生労働省医政局長

医療法人の附帯業務の拡大について

医療法人の附帯業務については、医療法（昭和23年法律第205号）第42条の規定により、医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為（以下「定款等」という。）の定めるところにより、同条各号に掲げる業務の全部又は一部を行うことができることとされ、医療法人の附帯業務の具体的な内容については、「医療法人の附帯業務について」（平成19年3月30日付け医政発第0330053号。以下「通知」という。）の別表に取りまとめられているところである。

今般、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る臨時提案において、医療法人による特別支援学校の児童生徒に対する医療的ケア業務の実施を可能とするよう要望があったこと等を踏まえ、通知の別表の一部を改正し、本日から適用することとした。

貴職におかれては、下記の改正の内容及び留意事項について、御了知の上、貴管内の医療法人等に対する周知方お願いする。

記

第1 改正の内容

通知の別表の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

第2 留意事項

新たに追加された業務を医療法人が行う場合にあっては、定款等の変更が必要であるが、定款等の変更の申請の際には、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第32条第3項に規定する書類を申請書に添付すること。

なお、各個別法で定められた所定の手続については、定款等の変更の認可後に行うこと。ただし、これらの手続を並行して行う場合は、各手続の進捗状況に伴い定款等の変更の認可日が遅れることはやむを得ないこと。